

運 営 規 程

事業所名	グループホーム コスモスプラネット篠ノ井
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護（予防含む） 短期利用共同生活介護（予防含む）

1. 事業の目的・運営方針

家庭での生活が困難になった認知症高齢者に対し、小規模で家庭的な環境の下、入浴、排泄、食事等の介護その他の共同生活上での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

当施設では、入居者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入居者に対し身体拘束を行なわない。

2. 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名（常勤）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また、介護従事者を、兼務することがある。

③ 介護従事者 10名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 事務 1名（介護職と兼務）

事務職は日常の請求業務などを行う。

3. 利用定員

グループホームコスモスプラネット篠ノ井の利用定員は、1ユニット9名（2ユニットで合計18名）とする。

4. サービスの提供方法及び内容

- ① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- ② 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- ③ 計画作成担当者が、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計

画を作成し、それに基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ⑥ 当グループホームは自らそのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑦ 介護予防サービスについては、軽度者の状況を踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービス体系を構築し、目標指向型のサービス提供を行う。

5. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の管理者が主治医に相談及び助言を仰ぎ、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載する。

・当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化の指針を整備する
- (2) 介護職員はその他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

6. 虐待の防止に対して

管理者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- (2) 利用およびその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

7. 業務継続計画の策定等

感染症の拡大や非常災害の発生時において、介護事業の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 管理者は、職員に対し業務継続計画を説明し、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 管理者は定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて法人業務継続担当者らと協議の上計画の変更をおこなう。

8. 利用料及びその他の費用

本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① その他の利用料

食費	日額	1,450円
おむつ		実費
理美容		実費
その他日常生活費		実費

② 家賃等

家賃	日額	1,300円
水道光熱費（電気・水道等）	日額	900円

9. 入居に当たっての留意事項

- ・要支援2及び要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活に支障のない者を対象とする。従って、認知症に伴って著しい精神症状を呈する人及び著しい行動異常がある人、認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人などは入居できない。
- ・各種ハラスメントの禁止 施設職員に対するパワハラ・セクハラ・カスタマーハラスメントに該当する行為については、健全な信頼関係を構築することが困難と考えられる場合はサービス提供の中止や契約の解除をおこなうなどの対策を講じる。

10. 非常災害対策・・・グループホーム コスモスプラネット篠ノ井消防計画に基づく

- ① 予防管理組織を置き、自主点検、検査を実施する。
- ② グループホーム コスモスプラネット篠ノ井消防計画に基づき火災予防措置を行う。
- ③ 建物等の自主検査を実施する。
- ④ 消防用設備の点検
- ⑤ 自衛消防組織を編成し職員全てが消防設備等の使い方に周知しなければならない。
- ⑥ 火災が発生した場合、直ちに消防機関へ連絡するとともに初期消火活動に主眼をおき活動する、また入居者の安全避難もあわせて行う。
- ⑦ 夜間における火災はただちに消防署へ通報するとともに、他の在籍職員に火災の発生を知らせ、初期消火、入居者の避難を行う。
- ⑧ 非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関と連絡し、避難・救出及び防災に対する訓練を随時行うこと。
- ⑨ 近隣地区の防災会との連携を密にし、非常時の相互の応援体制を確立すること。
- ⑩ 防火管理者は、火災や地震、暴風雨災害などを想定した消防計画・水防計画を作成し、年2回以上の避難・救出その他必要な訓練をおこなう。

11. 協力医療機関等

- ① クリニックコスモス長野 内科・外科・眼科・リハビリテーション科
- ② 厚生連篠ノ井総合病院 救急対応、その他
- ③ 山岸歯科医院 歯科
- ④ 介護付有料老人ホームコスモスプラネット篠ノ井 主に緊急時の人的援助

12. その他運営に関する重要事項

- (ア) 月 1 回、管理者を中心として職員全員で打ち合わせを行うこと。
- (イ) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行うこと。
- (ウ) 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と職員が共同で行うこと。
- (エ) 職員は、利用者が日常生活を営む上で必要な、行政機関に対する手続き等について協力援助を行うこと。
- (オ) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。
- (カ) 2 ヶ月に 1 回以上利用者の家族や地域の関係者、長野市介護保険課又は長野市南部地域包括支援センターの職員を含めた「運営推進会議」を開き活動状況を報告、評価を受けること。

13. 事故発生時の対応

利用者が安心して施設サービスの提供を受けられるよう、当施設はサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県市町村及び当該利用者の家庭等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

付則 この運営規定は、平成 22 年 8 月 1 日より施行する
平成 24 年 4 月 1 日より施行する
平成 26 年 4 月 1 日より施行する
平成 27 年 4 月 1 日より施行する
令和 2 年 4 月 1 日より施行する
令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
令和 6 年 6 月 1 日より施行する
令和 7 年 6 月 1 日より施行する